法制審で語られる「社会内処遇」を考える

福祉の「支援」が「監視」に変わる？

これって「刑罰」？

2018年（平成30年）

4/7（土）

13時開場
13時30分開会
（17時00分終演予定）

入場無料
予約不要

弁護士会館2階
講堂「クレオ」
東京都千代田区霞ヶ関1-1-3（日本弁護士連合会）

第1部　基調講演

内田博文さん（九州大学名誉教授）
日本型「社会内処遇」の本質と展開について

水藤昌彦さん（山口県立大学教授）
司法と福祉の連携における課題

第2部　パネルディスカッション

登壇者
副田一朗さん　NPO法人生活困窮・ホームレス自立支援ガンバの会・理事長
飯田智子さん　NPO法人静岡司法福祉ネット明日の空・代表理事
宮澤　進さん　NPO法人ほっとポット・代表理事
ほか

第3部　メッセージ紹介

主催　埼玉弁護士会／千葉県弁護士会
共催　日本弁護士連合会／関東弁護士会連合会

お問い合わせ先　埼玉弁護士会 048-863-5255

主催:埼玉弁護士会/千葉県弁護士会
共催:日本弁護士連合会/関東弁護士会連合会
お問い合わせ先:埼玉弁護士会 048-863-5255

法制審で語られる「社会内処遇」を考える

現在議論されている「社会内処遇」～その問題点

現在，少年法適用年齢引き下げの議論を発端に，法制審では，若年成人ひいては成人一般に対して，刑事手続きの様々な場面から「社会内処遇」（社会内における再犯防止措置）へと導く諸制度の導入が議論されています。起訴されない人には捜査機関である検察官が定める再犯防止のための「社会内処遇」を受けさせる。罰を受けるが刑務所には行かない人（罰金刑，執行猶予）には保護観察をつけやすくし，保護観察を伴う「社会内処遇」を受けさせる。刑務所に行く人に対しては，出所後仮釈放段階での保護観察につき考試期間主義を採用（刑の事後的変更）し，保護観察を伴う「社会内処遇」を受けさせる。そして，この「社会内処遇」では，対象者を施設に収容し，そこを起点として指導教育を施すといった新たな措置の導入も，議論されています。

法制審で語られる「社会内処遇」は，本人の権利擁護のための福祉ではなく「措置」であり，本人の権利擁護・自立支援ではなく，社会秩序維持のための保安処分，収容主義と親和性があります。人権制約の程度が高い制度であるため，犯した行為に応じた刑罰を科する応報主義，行為責任主義の観点から許されうるのか，極めて問題があります。

「社会内処遇」における措置がもたらすもの～司法福祉の変容

現在も，福祉専門職の有志の方々と，弁護士や司法関係者が協働して，刑事手続きに乗ってしまった人の生活改善や更生支援のための取り組みが行われており，入口支援・出口支援などと呼ばれています。これまでの「支援」と，現在導入が検討されている「社会内処遇」としての「指導」「措置」は，同じといえるのでしょうか？現在の司法福祉の取り組みが，社会内処遇としての「指導」「措置」に組み込まれたとき，「支援」は，「福祉」であり続けられるのでしょうか？

会場の皆様と一緒に考えたいと思います。

内田博文教授

九州大学名誉教授。専門は刑法。
主な著作は，『更生保護の展開と課題』（2015年，法律文化社），『刑法と戦争』（2015年，みすず書房），『治安維持法の教訓』（2016年，みすず書房），『医療・福祉と患者の権利』（共著。2002年，明石出版），『治安維持法と共謀罪』（2017年，岩波新書）など。

水藤昌彦教授

山口県立大学社会福祉学部社会福祉学科教授。専門は司法福祉。
主な共著は，『「司法と福祉の連携」の展開と課題』（2018年，現代人文社），『罪を犯した知的障がいのある人の弁護と支援：司法と福祉の協働実践』（2011年，現代人文社）など。